

市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

(名称)

第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。

- 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- 3) 工事施工計画

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。
なお、委員の再任は妨げない。

(座長)

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 座長は、知事の指名による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長の指名により定める。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

(会議（懇談会を除く）)

第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議（懇談会を除く）（以下「会議」という。）を開催することができる。

- 2 会議は、次条第3項に規定する事務局長が招集する。

(事務局)

第7条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）及び環境生活部環境政策課（塩浜1丁目に係る事務）に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。
- 3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室長の職にある者とする。

(議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年 8月 6日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成28年度末までの間に限って設置する。

別表 1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	

新旧対照表

○市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱</p> <p>(名称) 第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。） 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。） 3) 工事施工計画 なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p> <p>(委員及び任期) 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。</p> <p>(座長)</p>	<p style="text-align: center;">市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱</p> <p>(名称) 第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。） 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。） 3) 工事施工計画 なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p> <p>(委員及び任期) 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。</p> <p>(座長)</p>

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 座長は、知事の指名による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長の指名により定める。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

(会議(懇談会を除く))

第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議(懇談会を除く(以下「会議」という。))を開催することができる。

- 2 会議は、次条3項に規定する事務局長が招集する。

(事務局)

第7条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目、3丁目に係る事務)及び環境生活部環境政策課(塩浜1丁目に係る事務)に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。
- 3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室長の職にある者とする。

(議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 座長は、知事の指名による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長の指名により定める。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

(事務局)

第6条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目、3丁目に係る事務)及び環境生活部環境政策課(塩浜1丁目に係る事務)に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 懇談会は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

- 附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年 8月 6日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成28年度末までの間に限って設置する。

別表 1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	

附則

- 1 この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。

別表 1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	